

収 入  
印 紙

## 物 品 売 買 契 約 書 (案)

沖縄県衛生環境研究所長 国吉 秀樹 (以下「甲」という。) が次の物品を購入し、代表取締役社長〇〇〇 (以下「乙」という。) がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

品名及び数量

液体クロマトグラフ-質量分析装置 (LC-MS/MS) 及び附属品 一式

**第 1 条** 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 1 納入期限 令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日)
- 2 納入場所 沖縄県衛生環境研究所 (うるま市兼箇段 17-1)  
衛生科学班 LC 室
- 3 契約金額 ¥ ー

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ ー)  
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

- 4 契約保証金額 契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第二項の項目に該当する場合は、免除とする。

**第 2 条** 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。

- 2 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。
- 3 納入のために持ち込んだ物品は、甲の承諾を得なければ引き取ることができない。

**第 3 条** 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ、納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、全て乙の負担とする。

- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

**第 4 条** 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

- 2 前項の場合は、甲は 1 回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、更に届け出て検査を受けなければならない。

**第 5 条** 乙は、納入物品の引渡後 1 年間は、その隠れたかしについて無償でこれを補償し、又は取り替える責任を負わなければならない。

**第6条** 乙が、瑕疵の補修又は取替えに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

**第7条** 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

**第8条** 契約金額は、検査の完了後、甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

2 第2条2項の規定により、分割して納入したときは、既納分に対し分割支払することができる。

**第9条** 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

**第10条** この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

**第11条** 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算出し、もし、これを甲において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

**第12条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく解除を申し出たとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 第3条から第7条までの規定に違反したとき。

(4) 乙が以下のいずれかに該当する者であるとき。

ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）

イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

ク) 役員等（乙が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者、乙が個人である場合にあっては当該個人以外の者で

ある支配人又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。)にイ)からキ)までに掲げる者がいる者

ケ) イ) からキ) までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

第 13 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 14 条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第 15 条 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

第 16 条 乙は、この契約条項のほか、財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を守るものとし、もし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印して各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

沖縄県うるま市字兼箇段 17-1

沖縄県衛生環境研究所

所 長 国吉 秀樹 印

乙

住 所

会 社 名

代表者氏名

印